

<p>(関連分野) 農林水産業</p>
<p>(事業の名称) バイオマスの有効利用を図るための食品残さや間伐材等の収集・利用体制整備事業</p>
<p>(関係省庁名) 「バイオマス・ニッポン総合戦略」関係府省 (内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省)</p>
<p>事業の概要</p> <p>(事業の内容) バイオマスの利活用は、地球温暖化防止、循環型社会の形成、農山漁村の活性化に資するとともに、従来の食料等の生産の枠を超えた農林水産業の新たな領域を開拓するものである。 バイオマス利活用を行うためには、地域に広く・薄く存在しているバイオマス資源をいかに効率よく収集・運搬するかということが重要である。 しかしながら、林地残材等の未利用バイオマスは、収集・運搬コストが高く、ほとんど利用されていない状況である。また、食品廃棄物等の廃棄物系バイオマスについても、リサイクルに適した品質の高い原料を分別・収集することが困難である。 このため、こうした課題を解決するため、バイオマス利活用事業を行う民間事業者がバイオマス資源を収集・運搬に係る人材を確保するために新たに雇用する取組を支援する。 また、こうした取組により、バイオマス資源を安定的に確保することで、バイオマス製品や、木質ペレットストーブ等のバイオマス製品を利用する機器の製造・販売の拡大が期待され、これに係る新たな雇用に対しても支援する。</p>
<p>(事業展開に必要な事項・規制緩和など) 該当なし</p>
<p>(期待される効果) 定性的効果：バイオマス資源の収集・運搬、バイオマス製品及びバイオマス製品を利用するための機器の製造・販売に係る人材確保により、バイオマスの原料調達から利用まで一貫した総合利活用システムが確立し、地球温暖化防止、循環型社会の形成、農山漁村の活性化に資する。</p>
<p>(先行事例) 市町村が中心となって地域関係者の連携の下、総合的なバイオマス利活用システムを構築する「バイオマスタウン」の取組を推進（平成21年1月末現在：</p>

163 構想)

(期間後の取扱い)

民間企業におけるバイオマス利活用事業の継続実施

(関係省庁担当者連絡先)

農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課

課長補佐 松尾 / 係長 佐藤・係長 上條

電話番号：03-3502-8458 / ファックス：03-3502-8274

